

センターのご利用について

最寄りの事務所・支所（開所日における月～金〔祝休日・年末年始を除く〕）まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

福島事務所

開所日 月 火 水 木 金



福島県郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
※入居者用ではなくテナント用エレベーターをご利用ください

県北支所

開所日 月 ~~火~~ 水 ~~木~~ 金



福島県福島市栄町6-6福島セントランドビル3階
(旧ユニックスビル3階)

会津支所

開所日 ~~月~~ 火 ~~水~~ 木 ~~金~~



福島県会津若松市追手町7-5
福島県会津若松合同庁舎新館 2階ミーティングルーム2

いわき支所

開所日 月 火 ~~水~~ 木 金



福島県いわき市平字小太郎町1-6
いわきセンタービル4階

相双支所

開所日 月 火 水 木 金



福島県南相馬市原町区本町2-1
南相馬市役所北庁舎2階

申立書を郵送する場合は下記宛先までお願いします

〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-13
8東洋海事ビル 9階
原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所
(又はADRセンター東京事務所)



文部科学省HP



ADRセンターについて

お問い合わせ先
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター

0120-377-155

受付時間 月～金(祝休日・年末年始を除く)10:00～17:00



令和7年3月発行



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

未来と希望のために “ADR” もうひとつの選択肢

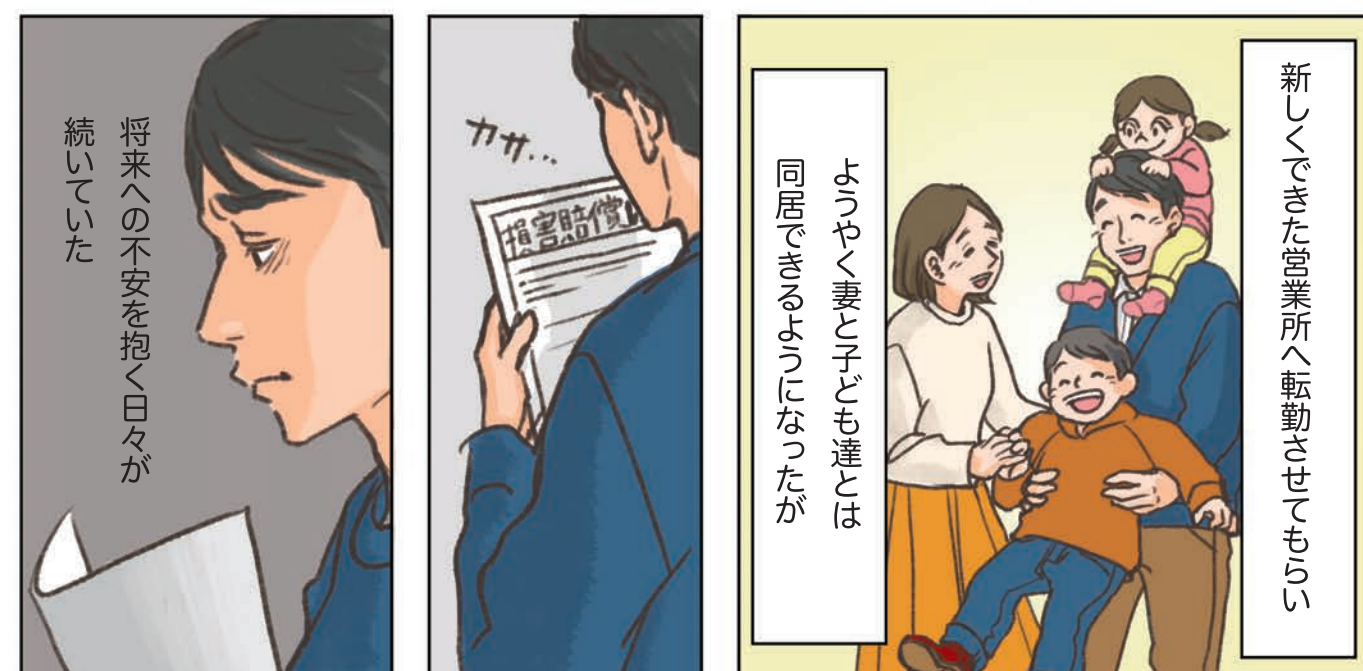
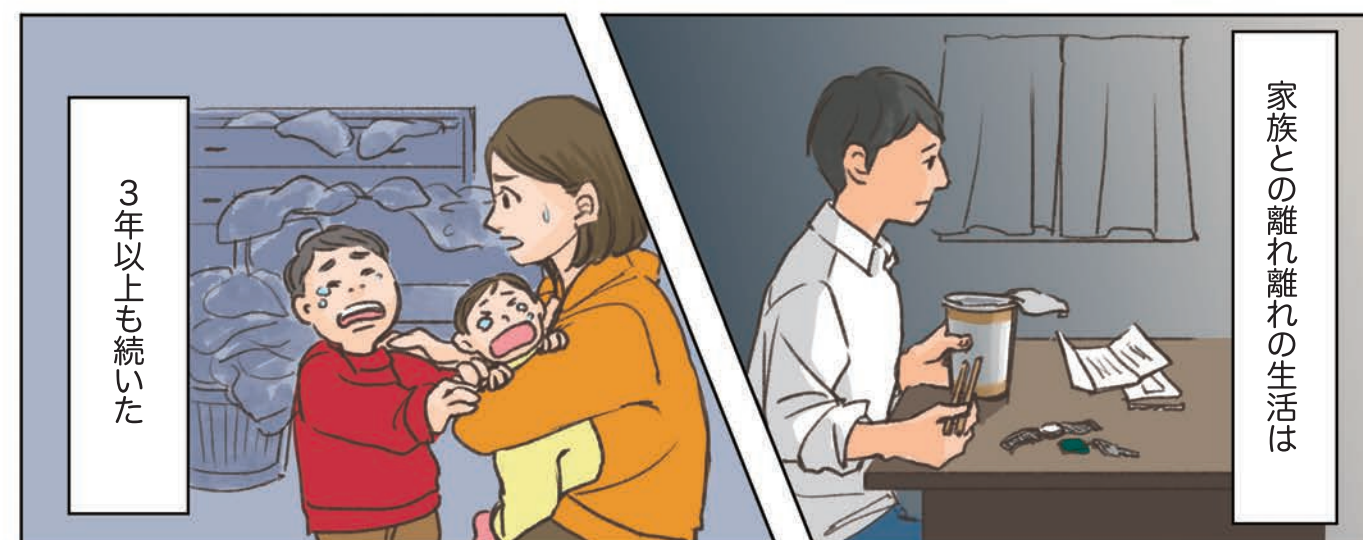
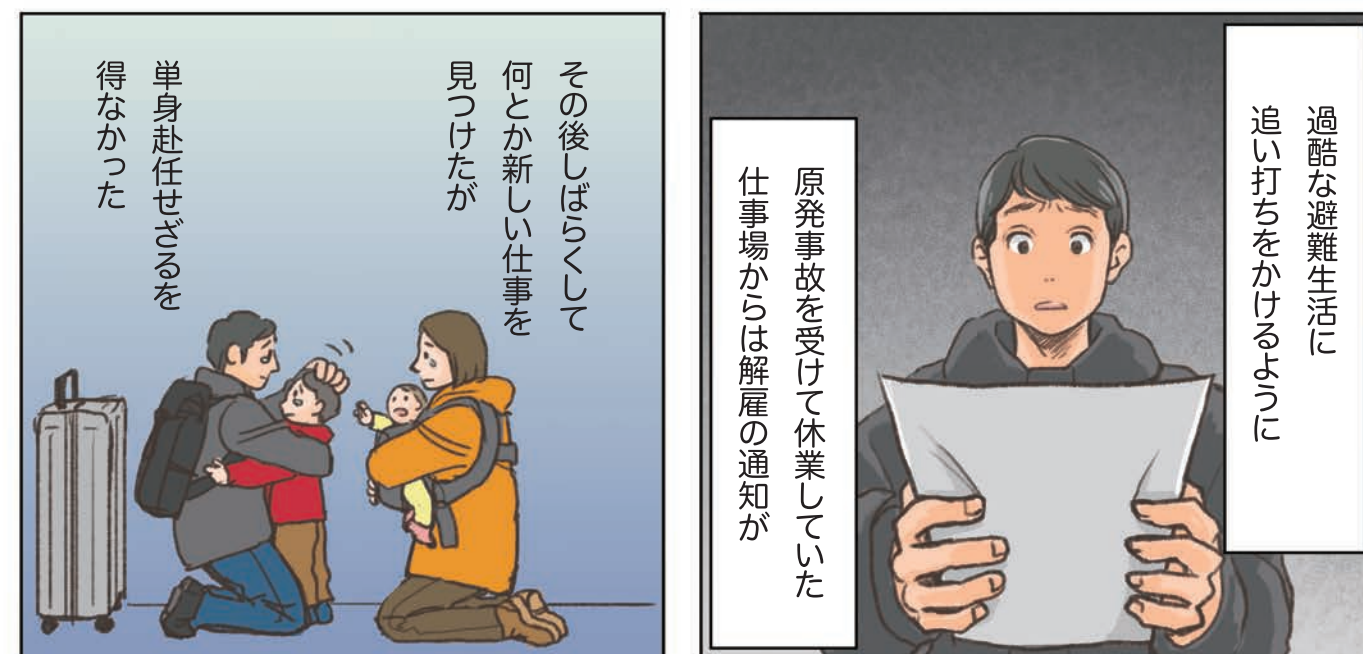
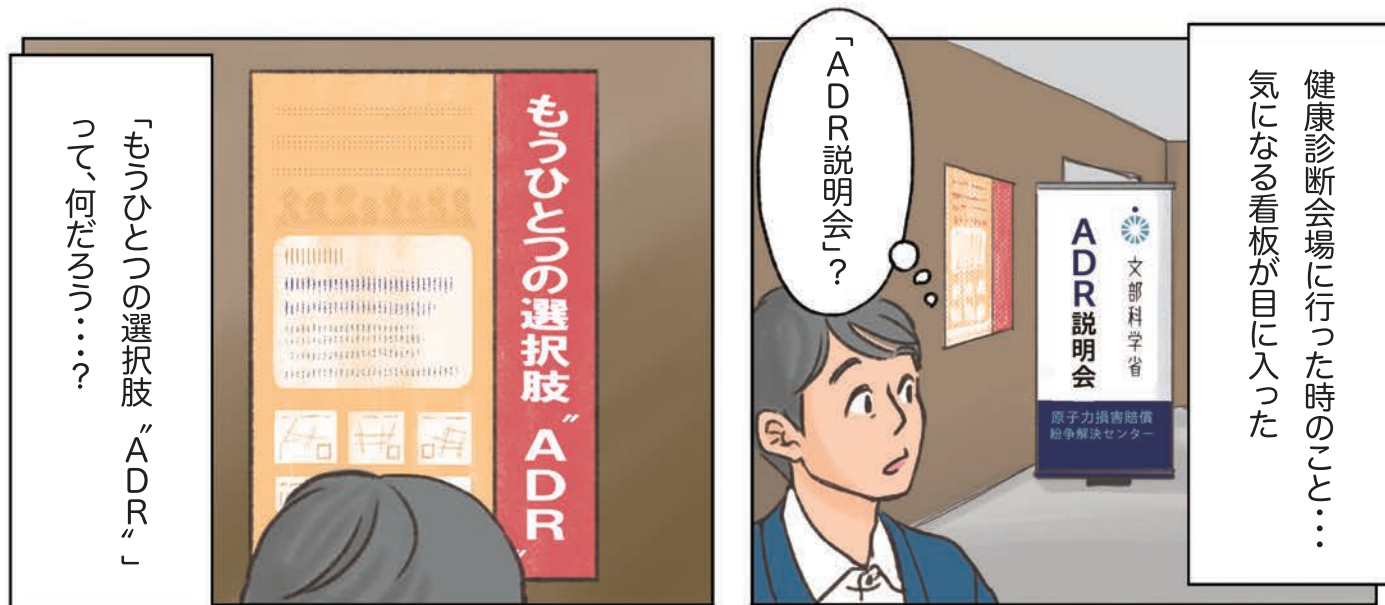


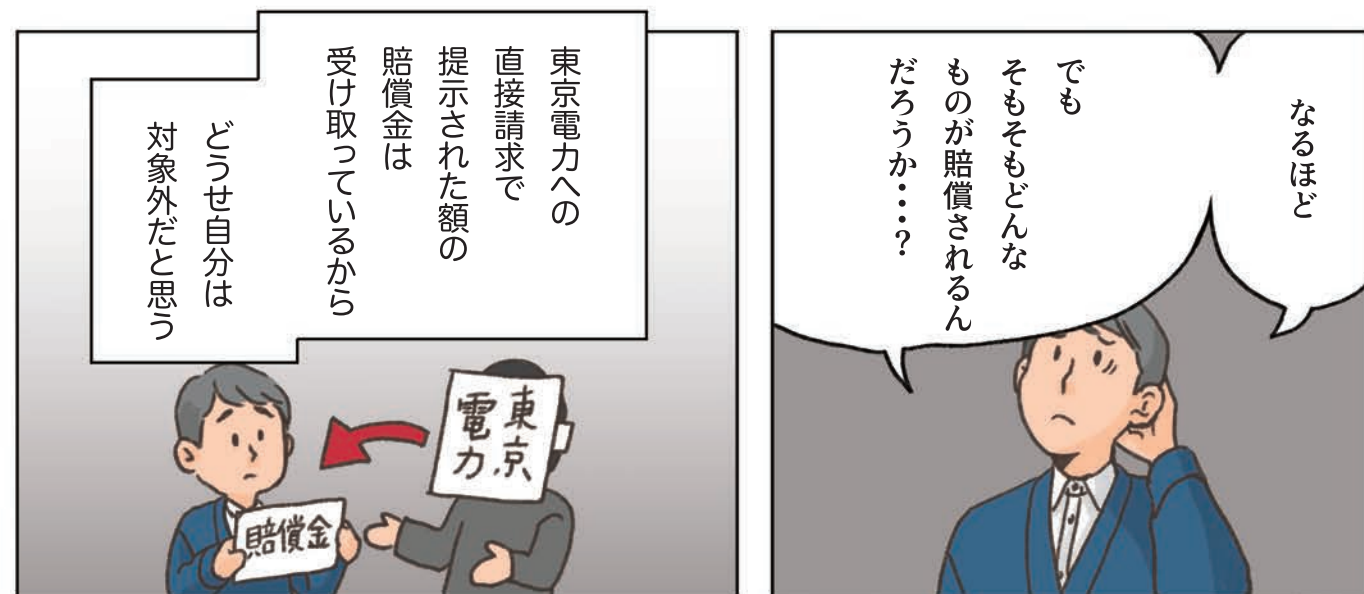
福島

原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター



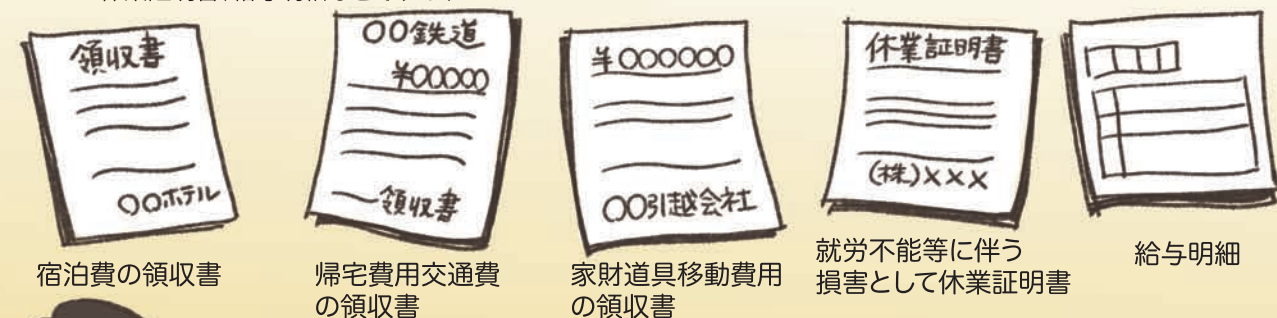
ADRとは、Alternative Dispute Resolution (裁判に代替する紛争解決手続) のことです





※ 例えばどんなものが証拠(参考資料)になる?

→原発事故からの避難や対応に関する様々な領収書や証明書等。
宿泊費の領収書、帰宅費用交通費の領収書、家財道具移動費用の領収書、就労不能等に伴う損害として休業証明書、給与明細などですが、



宿泊費の領収書

帰宅費用交通費の領収書

家財道具移動費用の領収書

就労不能等に伴う損害として休業証明書

...他にも多種にわたります

直接的な証拠がなくても調査官が細かく事情をお聴きして補うこともできます



生まれ育った町に長年居住し
地域との結びつきが強いことを踏まえ
慰謝料が増額された

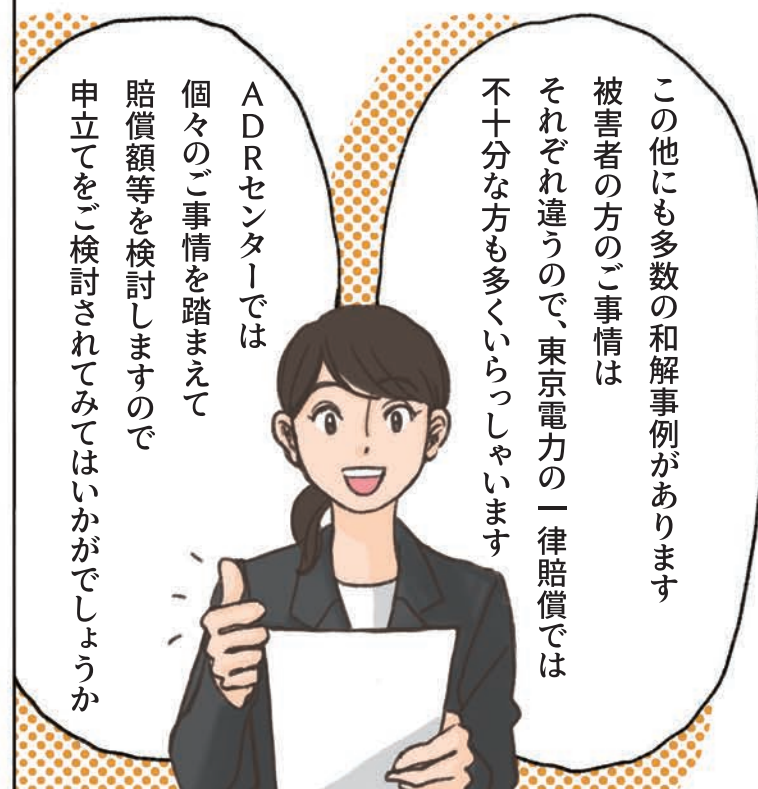
避難によって家族が離れ離れになり
直接請求で認められた
慰謝料が増額された



乳幼児の世話をしながらの避難生活について
慰謝料が増額された



避難により職を失い
減収分の賠償が認められた



この他にも多数の和解事例があります
被害者の方のご事情は
それぞれ違うので、東京電力の一律賠償では
不十分な方も多くいらっしゃいます

ADRセンターでは
個々のご事情を踏まえて
賠償額等を検討しますので
申立てをご検討されてみてはいかがでしょうか



直接請求で賠償されなかった
農機具等の価値を再算定し
追加賠償が認められた



そして成立している
和解事例の説明を
してくれた

調査官は
一枚のチラシを見せてくれた



避難時に持ち出せなかった高額家具等について
直接請求では一定の金額で賠償されていたが
価格を算定し直し、追加賠償が認められた



自家消費の野菜や米が作れなくなり
生活費が増加して
購入費相当分の賠償が認められた



そう言われれば
自分にも該当するものが
あるような気がします…

墓石の修理費用や移転が必要になり
移転・解体費用全額
避難先での墓石等建立費用の
一部の賠償が認められた

入手方法

- ① 最寄りのADRセンターの事務所・支所で直接受け取る

- ② フリーダイヤルを使って郵送依頼する

- ③ ホームページからダウンロードする



←こちらからダウンロードできます

申立書の書式の
入手方法は3つ

提出方法

- ① ADRセンター東京事務所に郵送

- ② 最寄りの事務所・支所に直接持ち込む

ADRセンター問い合わせ・
事務所・支所の所在地はこちらでご確認ください



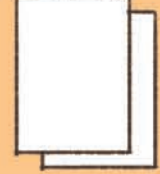
必要な書類

●申立書



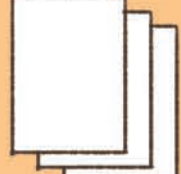
原本1部

+



コピー2部

●証拠書類



(あれば)コピー3部

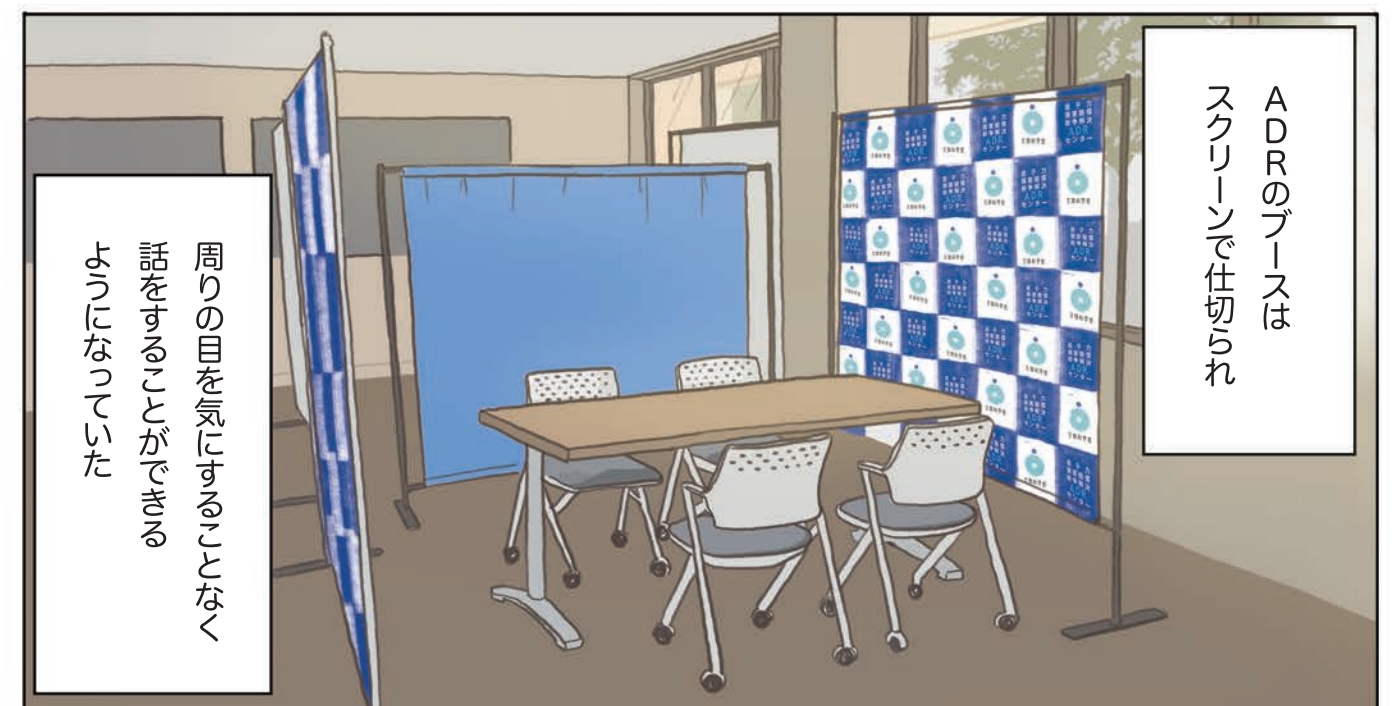
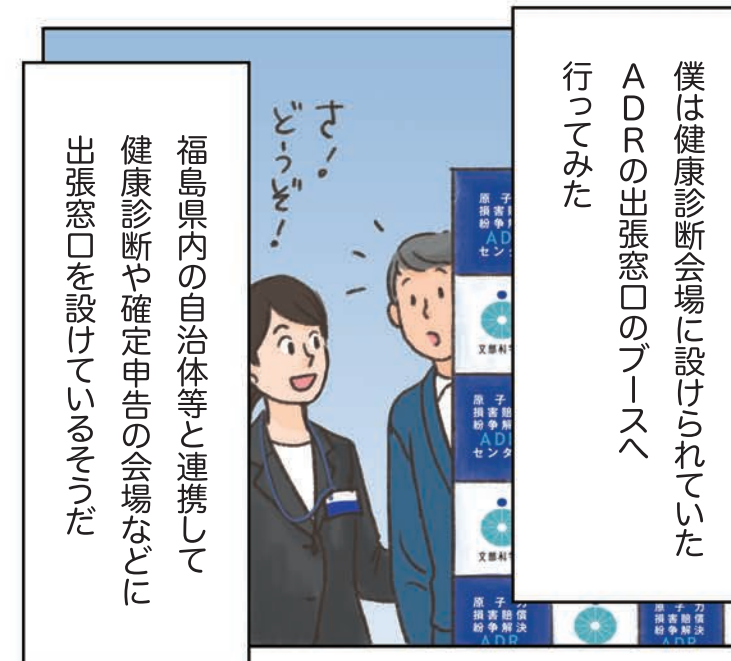
お手元で保管(ご自身の控え)

- ・申立書：コピー1部
- ・証拠書類：(あれば)原本

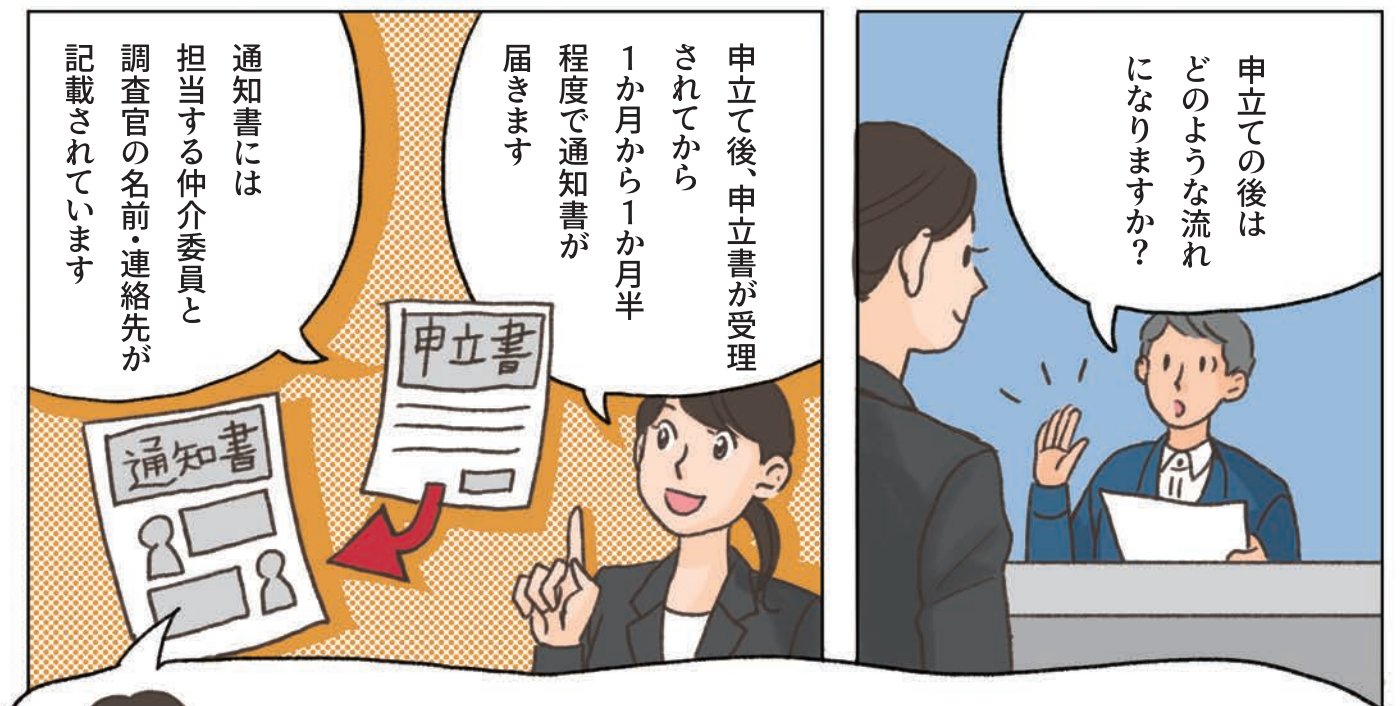
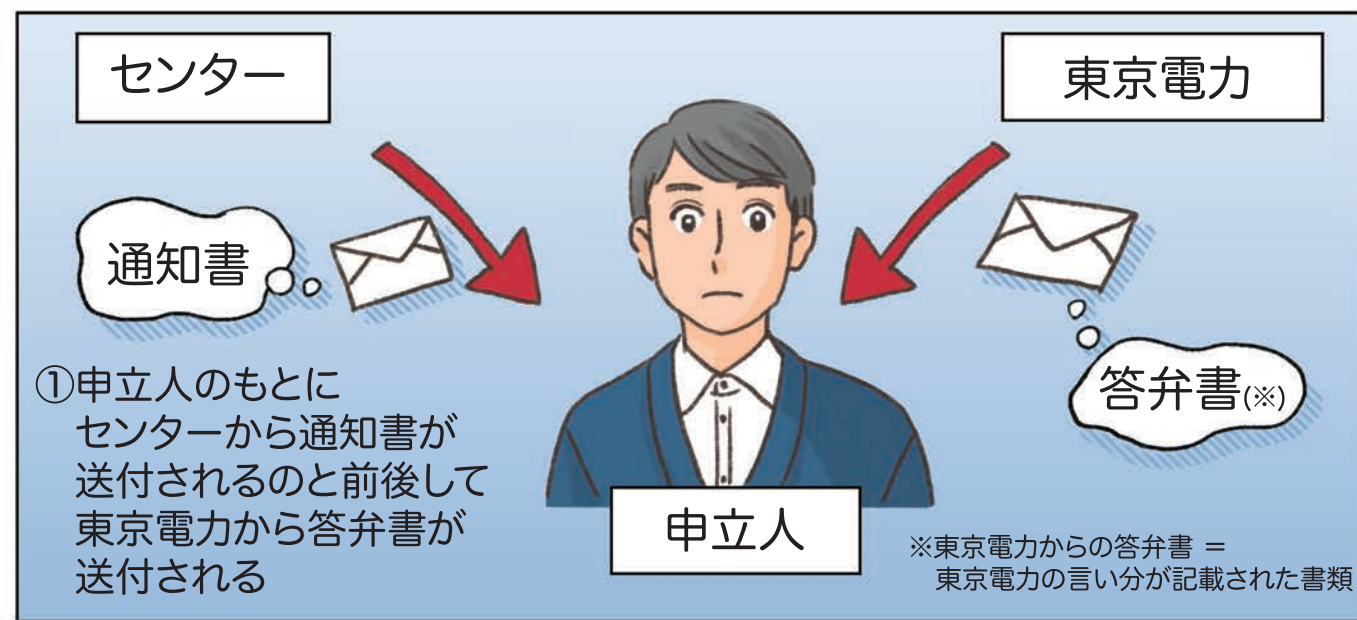


文部科学省・ADRセンターご案内ページ→

申立書がADRセンターに届くと
形式的な不備がないことを確認し、受理されます
書類に不備があった場合には
追加提出をお願いすることがあります



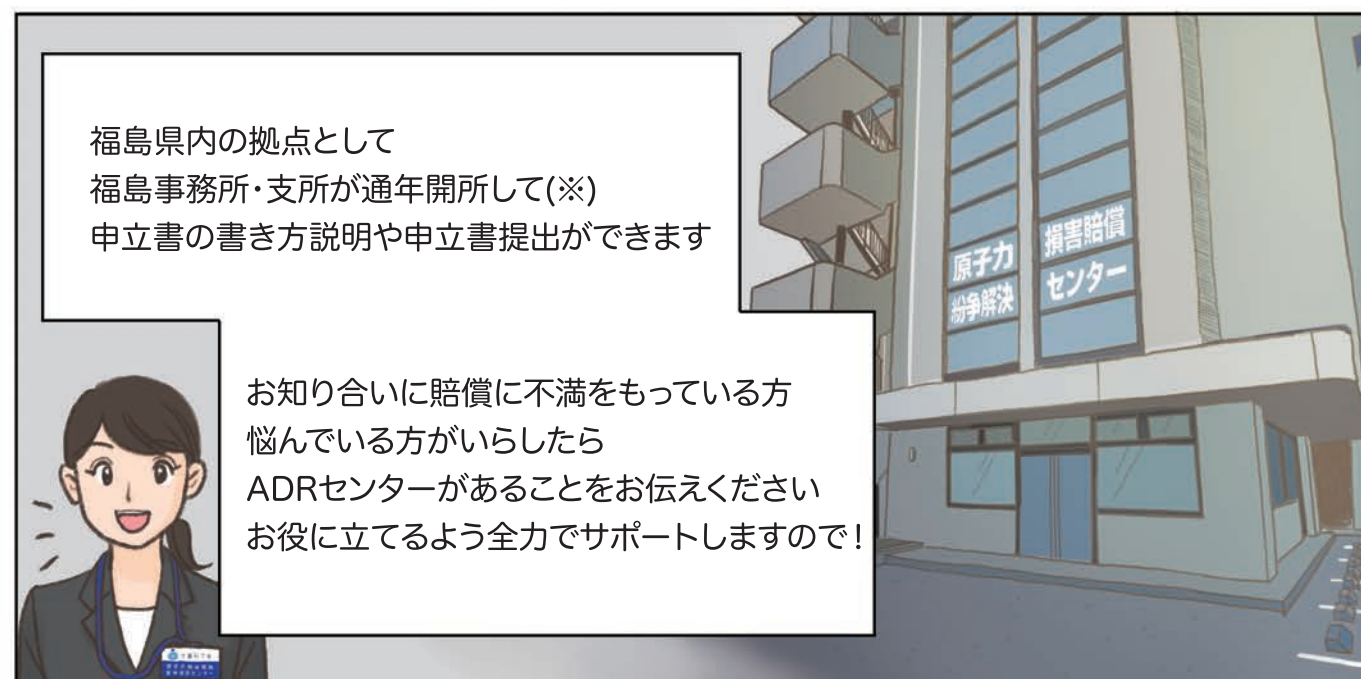
【和解の審理(仲介)】



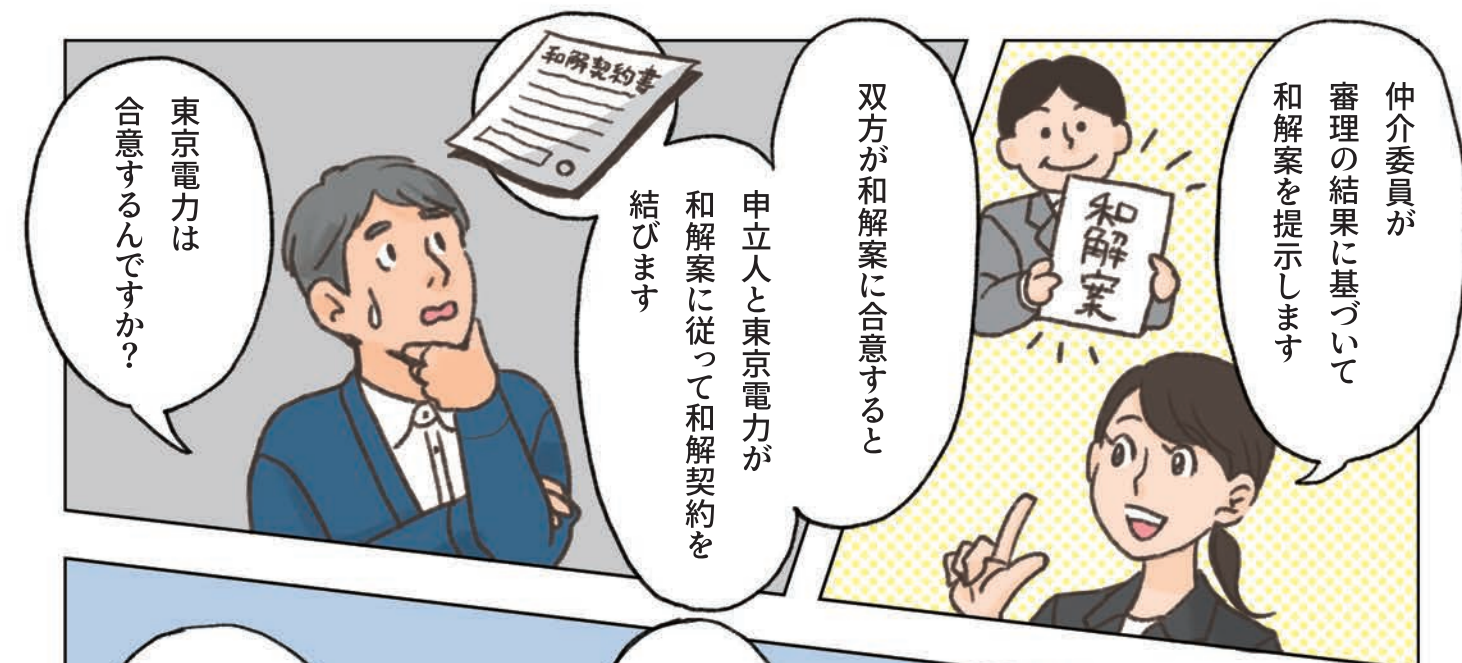
仲介委員=話し合いの仲介者(弁護士)

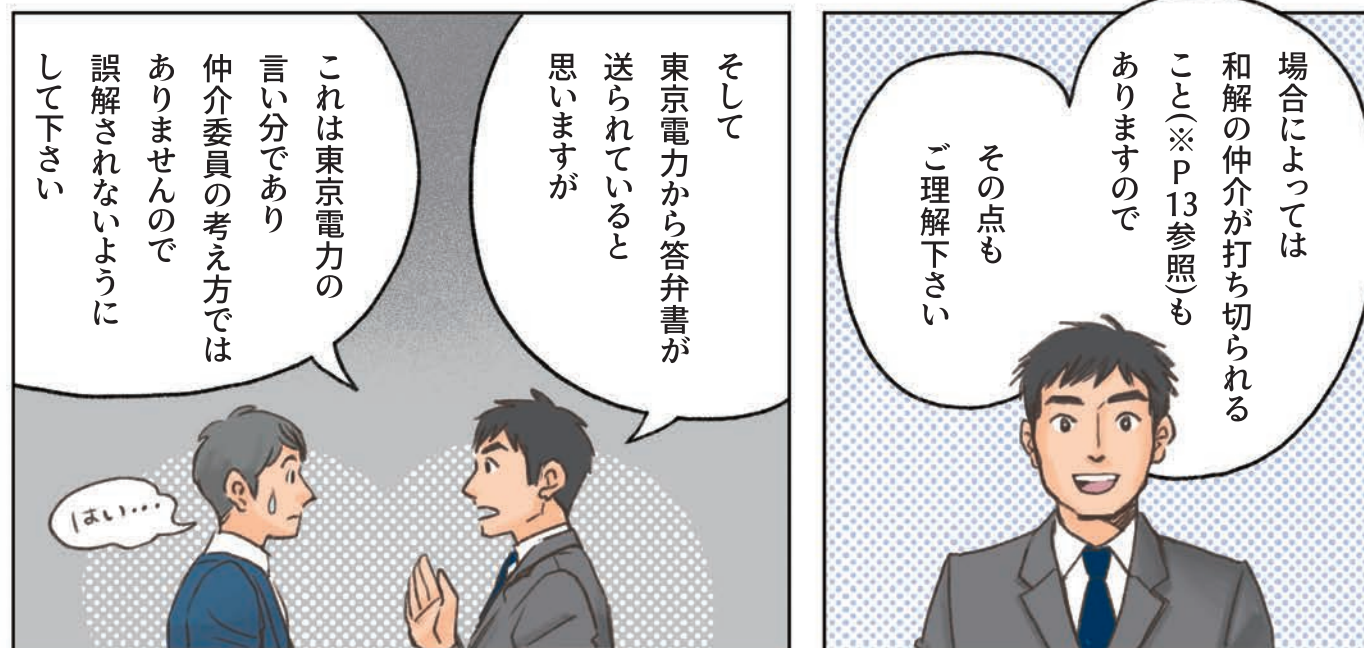
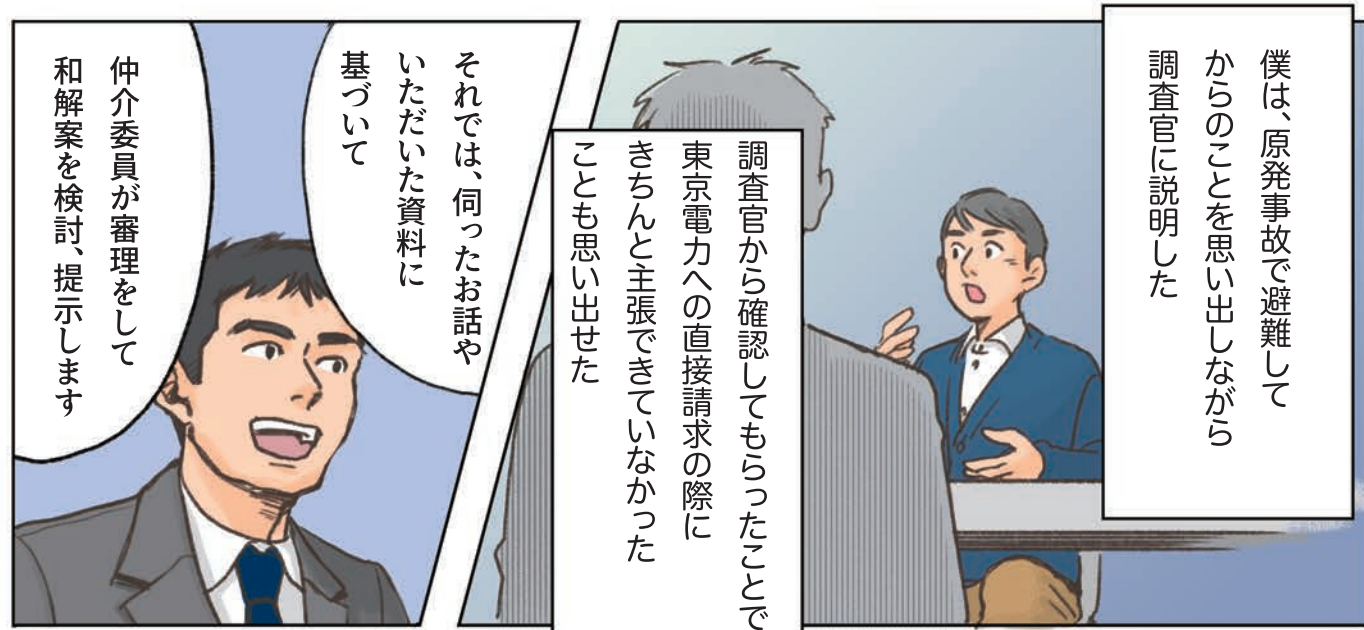
調査官=仲介委員をサポートする、弁護士や法律家としての資格を有するADRセンターの職員

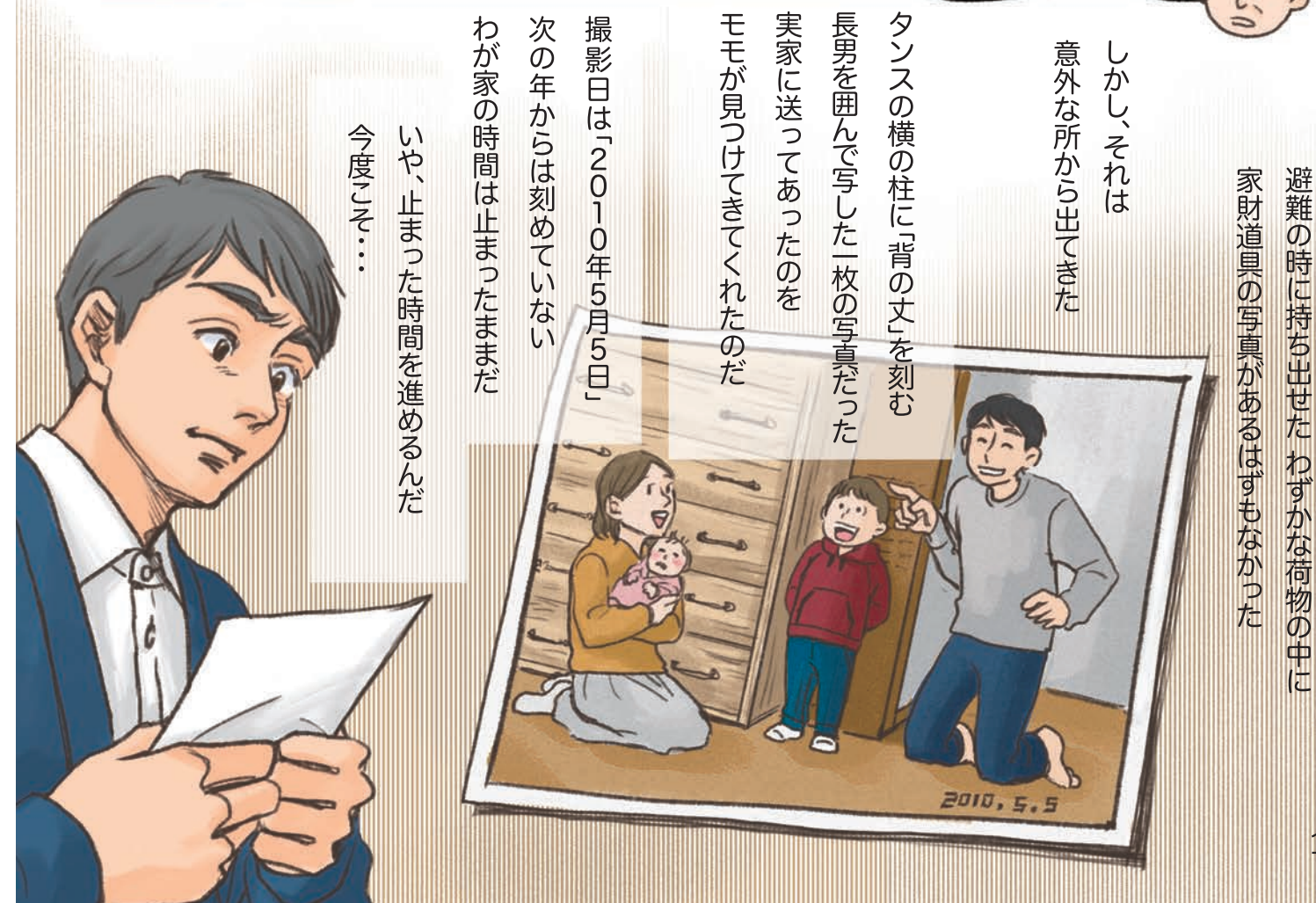
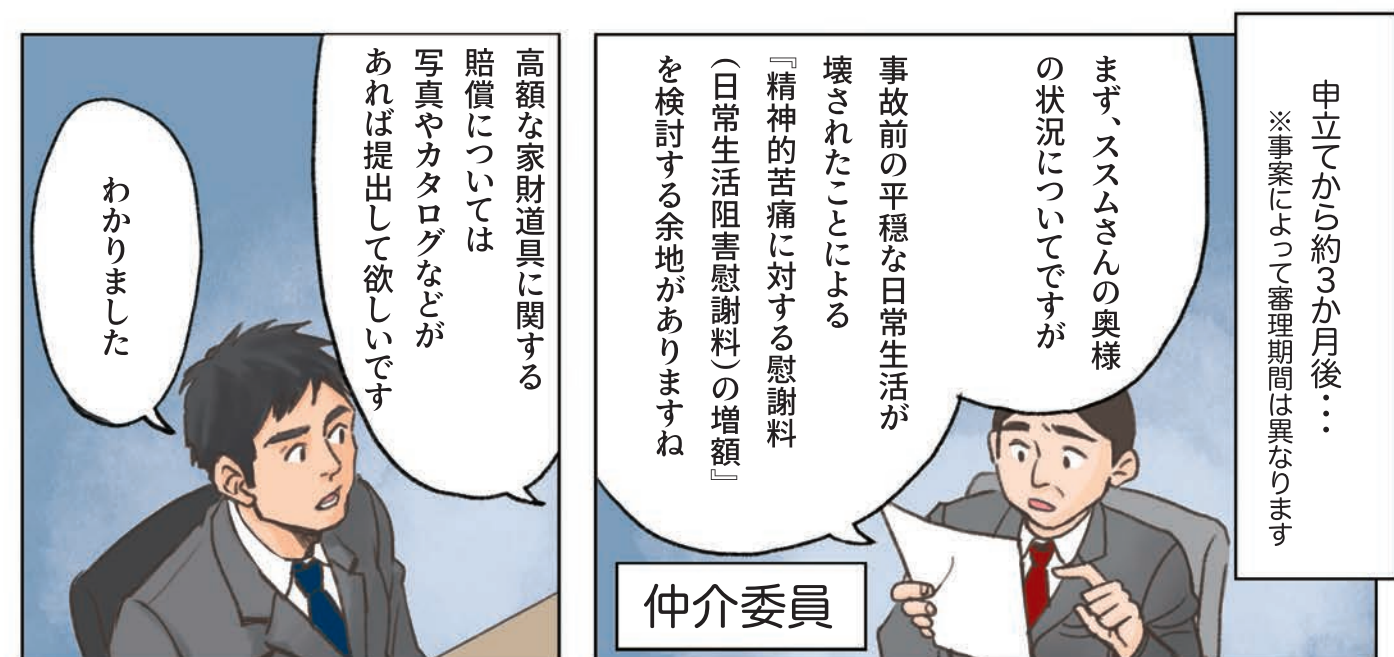
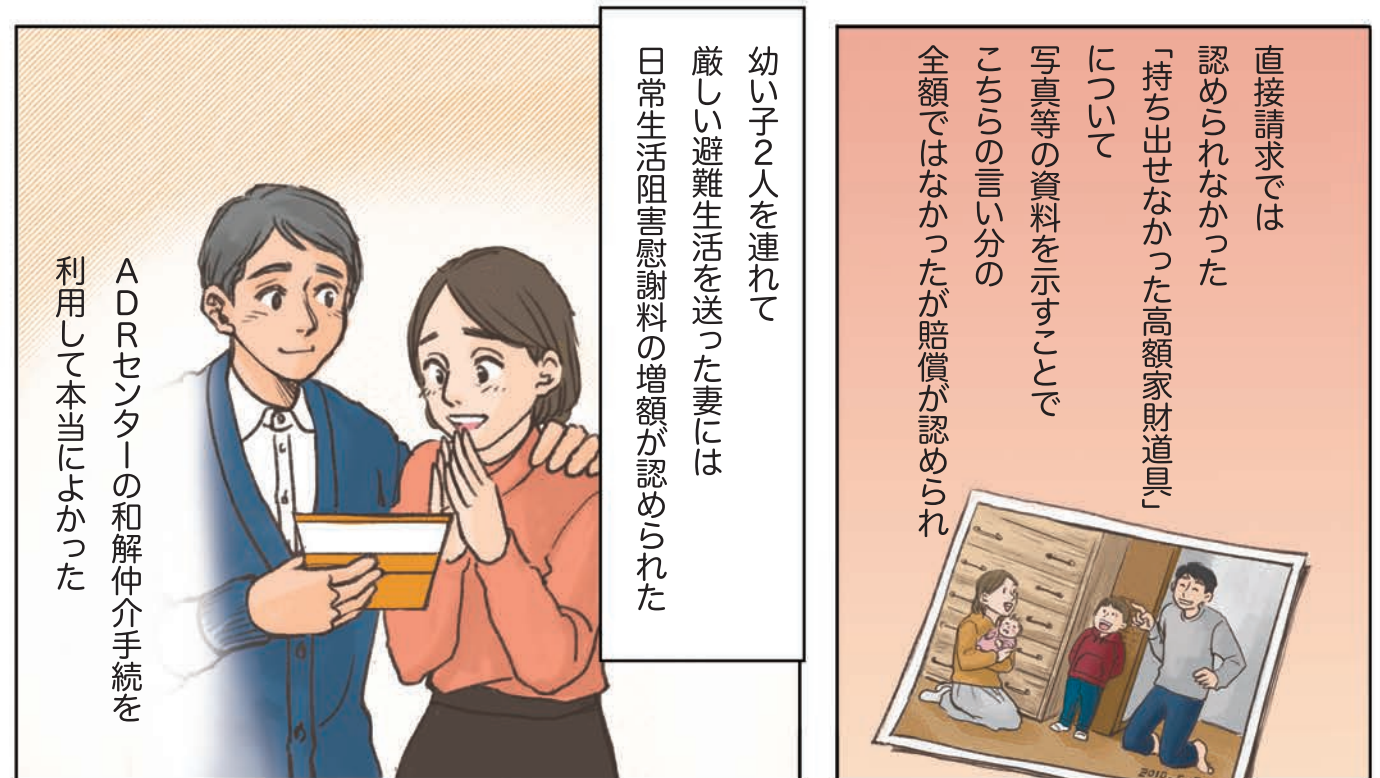




※開所日における受付時間 月～金(祝休日・年末年始を除く) 9:00～17:00
事務所・支所におけるそれぞれの開所日については裏表紙参照







ススムがADRの手続により賠償を受け取るまでの流れ

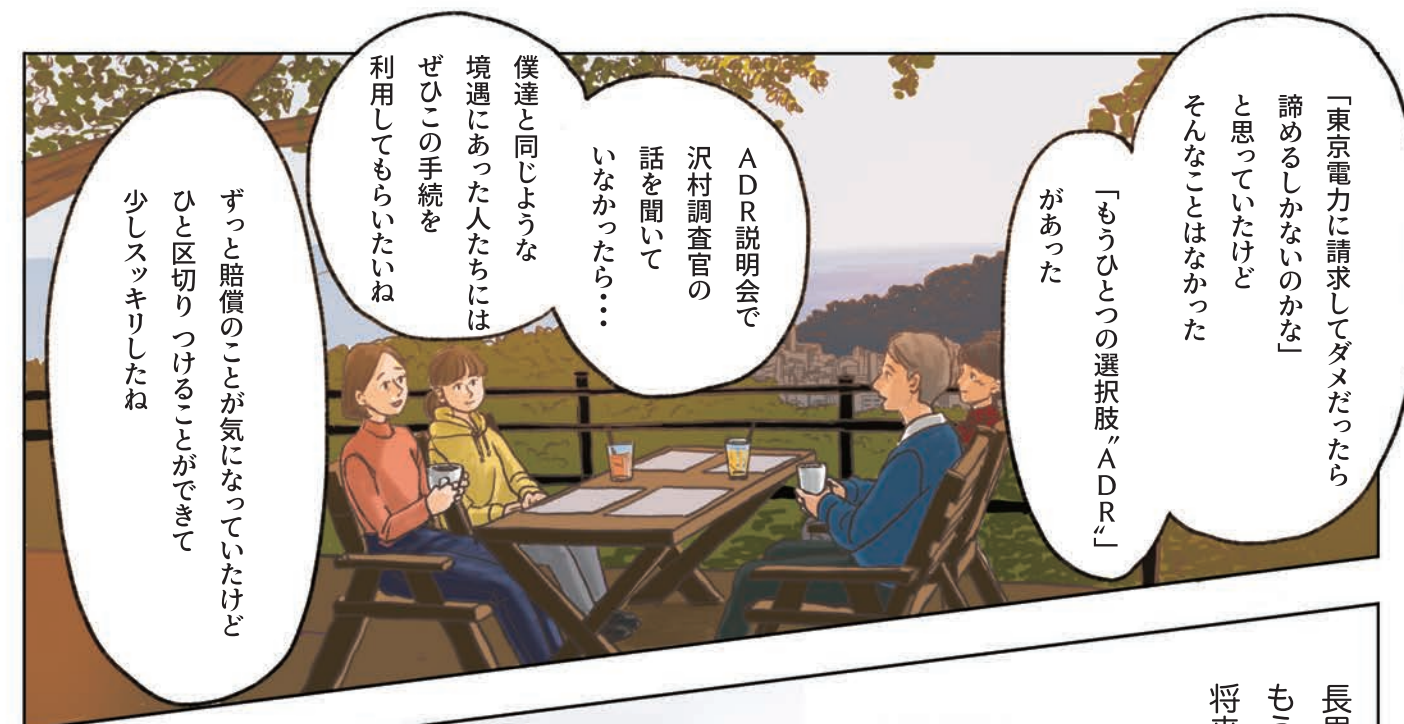
2011年3月11日
東京電力
福島第一原子力発電所事故発生



2015年 事故発生 から約4年経過後



次ページへ...



大切な二人の子「未来」と「希望」を 立派な大人に育て上げ モモとも末永く 幸せに暮らしていけるように



福島の復興はまだ道半ばだけど 未来への希望を持って、一歩ずつ進んでいる

今回のADRセンターでの 和解をきっかけにして わが家の時間も進めていこう

「中間指針」について詳しく説明します！



? 中間指針とは・・・

中間指針とは、東京電力福島第一・第二原子力発電所事故に関し、国の機関である「原子力損害賠償紛争審査会」が、可能な限り早期の被害者救済を図る観点から、賠償すべき損害として類型化が可能な損害項目やその範囲等の目安を示したものです。このように、中間指針の定めは「目安」であるため、被害者の個別具体的な事情によっては、中間指針が示した目安額を超える賠償が認められたり、中間指針において賠償すべきものとして明示されなかった損害項目についての賠償が認められたりすることなどがあります。

具体的な中間指針の内容はこちら



? 中間指針第五次追補とは・・・

中間指針については、これまで累次にわたり内容の見直しがされ、「追補」が定められてきました。このような「追補」のうち最も新しいものが、集団訴訟の確定判決等を踏まえてそれまでの中間指針（追補を含む）の内容を見直した「中間指針第五次追補」（令和4年12月20日策定）です。中間指針第五次追補では、以下の事項についての定めが新たに設けられるなどしました。

- 過酷避難状況による精神的損害
- 生活基盤の喪失・変容による精神的損害
- ADRセンターの運用を踏まえた精神的損害の増額の目安の明文化 等

第五次追補の概要はこちら



過酷避難状況とは？

着の身着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことをいいます。

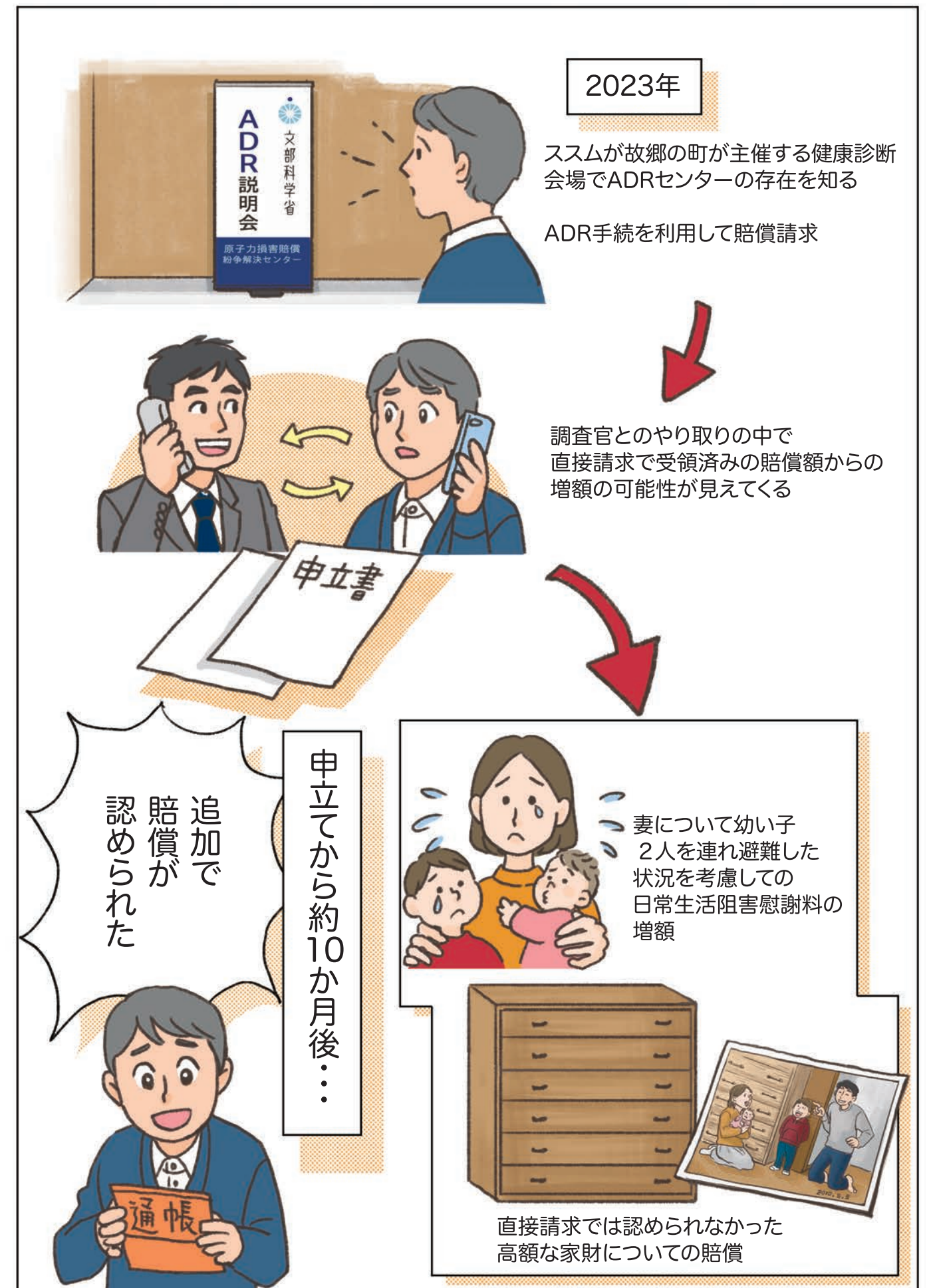


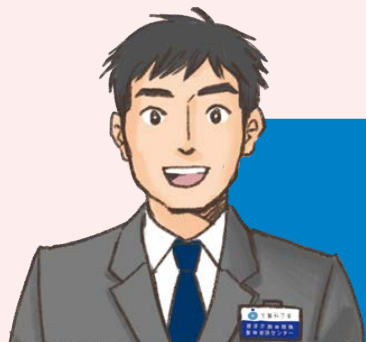
生活基盤の喪失とは？

「生活基盤の喪失」とは、長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き、故郷が失われたのと同様の状況が生じたことをいいます。

生活基盤の変容とは？

「生活基盤の変容」とは、住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことをいいます。





このような場合、
精神的損害について賠償額が増額されたり、
支出した費用が賠償されることがあります。

[令和6年3月13日成立 公表番号2027 和解金額 総額1267万円]

03

生まれ育った町に長年居住し、地域との結びつきが強い

申立人：

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人妻

和解内容：

原発事故当時、合計約39年間にわたって南相馬市小高区に居住していたことや、地域社会等との関わり合い（近所の人々との交流状況、各種催しへの参加等）等を考慮。

生活基盤変容慰謝料として290万円（中間指針第五次追補の定める目安額250万円から**40万円の増額**）等の賠償が認められた。



居住期間・地域社会との関わり合いなど個別の事情により、生活基盤の変容による慰謝料が増額されることがあります。



和解契約書
QRコード



[令和5年8月17日成立 公表番号1994 和解金額 総額2173万円]

04

避難によって家族が離れ離れに

申立人：

帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母、長男夫婦及びその子）、亡祖父及び亡祖母（いずれも父らが相続）

和解内容：

- ① 第5次追補に基づき、過酷避難状況による精神的損害等
- ② 日常生活阻害慰謝料の増額分として、

- ・父について、長男夫婦及びその子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで**月額3万円**
- ・長男について、単身赴任となって妻子との間で家族別離を強いられたことを考慮して平成23年8月から平成30年3月まで**月額3万円**
- ・亡祖父について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から死亡した平成25年2月まで月額3万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）
- ・亡祖母について、要介護の状況で避難したことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円（ただし、直接請求手続における既払金を控除した額。）の賠償が認められた。



避難中に家族と離れて避難したり、介護が必要な家族を介護しながら避難していたような場合は、慰謝料が増額される場合があります。



和解契約書
QRコード



?

どのようなものが賠償されるの？



ADRセンターでは、事故直後からの賠償も、
第五次追補の追加賠償も申し立てることができます。
賠償が認められた代表的事例を紹介します。

これらの和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありませんが、ご自身の事例について検討するにあたっての参考となります。

[令和元年12月2日成立 公表番号1634 和解金額 総額799万円]

01

自主避難により職を失った等

申立人：

自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人ら

和解内容：

- ① 母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額3万円）
- ② 全員避難後の一時帰宅費用
- ③ 避難に伴い失職した父母それぞれにつき原発事故前の平均月収の6か月分相当額の就労不能損害
- ④ 子1名につき平成24年1月から平成27年3月まで月額2万円又は1万4000円の避難雑費、申立人母の妊娠期間中につき月額2万円の避難雑費等の賠償が認められた。



自主的避難等対象区域から避難された方について、避難状況に応じて避難費用・生活費増加費用・就労不能損害や精神的損害の増額が認められることがあります。



和解契約書
QRコード



[令和3年10月13日成立 公表番号1795 和解金額 総額276万円]

02

ピアノや着物を置いて避難した

帰宅困難区域（大熊町）の自宅にある高額家財（ピアノ、着物等）と農機具（トラクター）の損害について、写真や申立人の説明等を踏まえて、賠償が認められた。



直接請求では家財の賠償について一定の金額で賠償されますが、高級な家財が個別にある場合、金額を見直して定額を超えて追加で賠償される可能性があります。



和解契約書
QRコード



07

自分の畑で自家消費のための野菜を作っていた

申立人：

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人

和解内容：

所有する畑で野菜を栽培し自家消費していたが、原発事故から行政による農地除染がされるまでの間、付けできない状態が継続したこと及び除染後も直ちに原発事故前と同等に栽培ができるわけではないことを考慮。平成27年から平成29年まで生活費増加費用（原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用）の賠償が認められた（平成26年分までは支払済み）。



point
! 原発事故後、野菜や米等を購入することになり、生活費が増加した場合、生活費増加費用の賠償が認められることがあります。



和解契約書
QRコード



05

乳幼児の世話をしながら避難生活

申立人：

避難指示解除準備区域（楡葉町）に居住していた申立人ら家族（父母と子どもら）

和解内容：

- ① 申立人(母)に、乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、平成23年3月分から平成28年3月分まで、乳幼児の年齢・人数・避難先の状況等を踏まえ、状況に応じ月額5万円から1万円
- ② 申立人ら各人に、過酷避難状況による精神的損害30万円、生活基盤変容による精神的損害250万円の賠償が認められた。



point
! 乳幼児の世話をしながら避難した場合、乳幼児の人数・年齢・避難先の状況などを考慮して、慰謝料が増額されることがあります。



和解契約書
QRコード



08

お墓を移転する必要があった

申立人：

帰還困難区域（大熊町）に居住し、同町内に墓を有していた申立人ら

和解内容：

- ① 墓の移転費用
- ② 墓建立当時の金額を参考に算定した原発事故当時の墓の価値相当額及び移転に係る祭祀に関する費用相当額の賠償が認められた（ただし、既払金151万円は除く）。



point
! 直接請求では一定額までしか認められなかった請求について、追加的に賠償が認められる場合があります。



和解契約書
QRコード



06

証明する証拠が無い

申立人：

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦

和解内容：

- ① 避難交通費及び引越費用
- ② 電気工事業を営んでいた申立人夫についての事業用動産に関する損害（避難の際に搬出することができなかった工具等の財物損害を申立人の陳述や写真等の資料から認定）
- ③ 申立人妻についての就労不能損害（直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成26年3月から平成28年2月まで）の賠償が認められた。



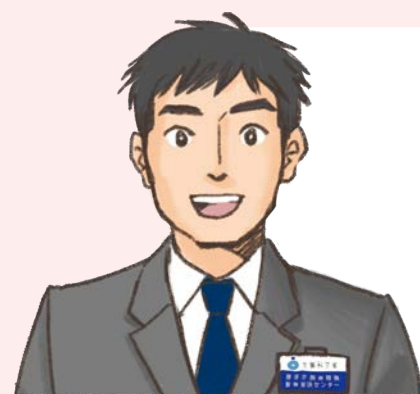
point
! 直接請求では客観的な証拠がないものに対しては賠償が認められませんが、客観的証拠がなくなっても、ADRにおいて聞き取りを行い、損害の実態を把握し、損害が賠償される場合があります。



和解契約書
QRコード



直接的な証拠がなくても
調査官が細かく事情をお聴きして補うこともできます



ここで紹介した以外にも
様々なご事情についての
和解事例があります。

こちらのQRコード
からご確認下さい。



申立書の作成について

ADR センターでは、申立書の参考書式を用意しています。
この様式は、チェックシート方式で簡単に記載できます。



あてはまると思うところに
チェックでOK



賠償を求める金額がわからなく
ても、「妥当な額の支払いを希望
します」という欄にチェックでOK



いろいろな事情を、どの欄に書け
ばいいかわからなくても、自由記
載欄に書けばOK
用紙を足して記載もOK

書式はQRコードから、ダウンロードすることもできます。



申立書の記載例



申立書の書式

申立て前でも、わからないことがあれば
ADRセンターのフリーダイヤルや事務所・
支所までお気軽にお問合せください。

申立書の参考書式は、ADRセンターの事務
所・支所でお受け取りいただくか、フリーダイ
ヤルまでお電話をいただければ郵送します。

 **0120-377-155**
月～金（祝休日・年末年始を除く）
受付時間 10:00 ～ 17:00

ADRセンターとは？



平成 23 年 3 月の福島原子力発電所事故による原子力損害
の賠償請求に関する紛争について、円滑、迅速、公正な解決
を図ることを目的として設置された国の紛争解決機関です。
令和 6 年 12 月末現在、30,000 件以上の事案（申立人数は
約 13 万人）が終了し、約 8 割で和解が成立しています。

※ ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判に代替する紛争解決手続）のことです。

? 説明会について ...

ADR センターでは、福島県や同県内の自治体等、さらには各地の NPO 等と連携した説明会を開
催しています。説明会の開催予定については、ADR センターのホームページでもご案内しています。



説明会では、調査官の説明を受けながら
その場で申立書を作成することができます。



説明会について



ADR センターの情報発信

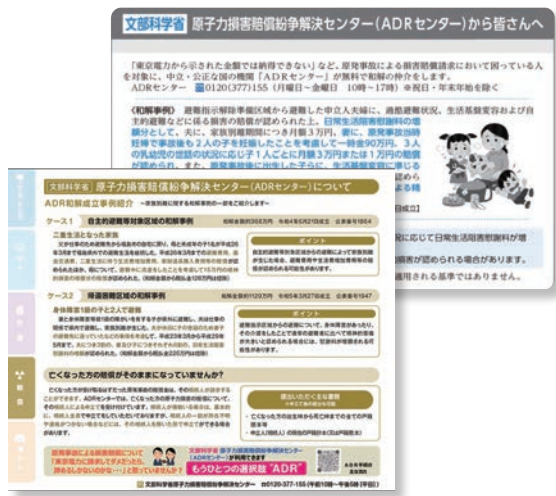
ホームページ

ADRの手続やセンターの活動について発信しています。



自治体発行の広報紙等への記事掲載

センターの活動や注目すべき和解事例等の記事を福島県や同県内の自治体等が発行する広報紙等に掲載しています。



開催案内チラシ、和解事例集等の配布

説明会の案内チラシや地域ごとに特化した和解事例チラシ、和解事例集等を配布しています。

*ホームページにも掲載しています



和解事例の公表

和解が成立した事例について、わかりやすいインデックス形式での公表を進めています。



ADR（和解仲介）手続の主な流れ

01 申立書の作成

入手方法

①窓口で受け取り

②フリーダイヤルで郵送依頼

③ホームページから入手



申立書の書き方は、センターの事務所・支所の窓口やフリーダイヤルにてご案内しています。

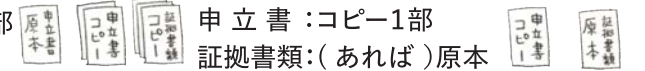
02 申立書の提出

提出

お手元で保管(ご自身の控え)

申立書：原本1部+コピー2部
証拠書類：(あれば)コピー3部

申立書：コピー1部
証拠書類：(あれば)原本



03 申立書の受理

申立書に形式的な不備がないかを確認して受理します。
(書類の追加をお願いすることがあります。)

1か月から1か月半程度

04 指名通知等

担当する仲介委員・調査官の氏名・連絡先などを記載した通知書を送付します。
仲介委員：話し合いの仲介者(弁護士) 調査官：仲介委員をサポート

05 和解の仲介(審理)

- 電話や書面などで申立人から事情をお伺いします。
- 東京電力の答弁書(東京電力の言い分)が通知書に前後して送付されます。
- 双方の意見を聞きながら、賠償が認められるか、賠償金はいくらになるのかなどを検討していきます。
- 東京電力との間で争いのない金額については、一部和解案を提示し、早期の賠償金支払を促します。



06 和解案の提示

仲介委員が和解案を提示します。
(審理の結果、和解の仲介が打ち切られることもあります。)

打切り・取下げ

- 申立人が途中で取り下げすることも可能です。
- 再度の申立ても可能です。

07 和解成立

双方が和解案に合意すると、東京電力と和解契約を結びます。
全申立てのうち約8割が和解に至っています。

08 賠償金の支払

東京電力が和解契約書を受領した翌日から14日以内に賠償金が振り込まれます。
*年末年始等を除く

